

<一般委託>

横須賀ごみ処理施設 機械警備業務委託(長期継続契約)(一般委託)仕様書

横須賀ごみ処理施設 機械警備業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

| | | |
|----|------------|---|
| 1 | 目的 | 横須賀ごみ処理施設における防犯・盗難の監視・対応・処置を行う。 |
| 2 | 履行期間 | 令和2年 3月 1日 から 令和7年 2月28日 |
| 3 | 施行場所 | 横須賀市長坂5丁目1番1号 横須賀ごみ処理施設 1 焼却施設3階事務室 2 計量棟 3 不燃ごみ選別施設一般諸室(1・2階) |
| 4 | 業務内容 | 別紙による。 |
| 5 | 特記事項 | 別紙による。 |
| 6 | 関係法規 | 警備業法及び労働安全衛生法 |
| 7 | 資格要件 | 警備業法第3条の認定書を有し、機械警備業務の届出をしていること。 |
| 8 | 契約方法 | 総価による業務委託契約(一般委託) |
| 9 | 支払方法 | 本件は各月末締めをもって受託者の請求により清算する。ただし、各月に支払額に1円未満の端数を生じた時は各年度の最終月に清算するものとする。 |
| 10 | その他事項 | この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。 |
| 11 | 監督員 連絡先 | 資源循環部南処理工場 担当 猪股 電話 835-4990 |

<指示又は希望事項>

| | |
|--------------------------|---|
| グリーン物品購入 及び 環境配慮関係 | <p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いします。</p> |
|--------------------------|---|

委託代金額内訳書

1 初年度委託代金額（税込）

| 年 度 | 委託代金額 | 対象となる履行期間 |
|-------|---------------------------|---------------|
| 令和1年度 | 円 | 令和2年 3月 1日から |
| | うち取引に係る消費税及び地方消費税額の額 円 | 令和2年 3月 31日まで |

2 初年度業務別内訳書（税抜）

| 業務内容 | 単位 | 予定数量 | 単 価 | 金 額 |
|--------|----|------|-----|-----|
| 機械警備業務 | 月 | 1 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 合計金額 | | | | |

※初年度業務別内訳書の単価は、次年度以降の履行期間終了まで同じ単価となります。
次年度以降予定委託代金額は、初年度単価に当該年度における数量を乗じた額となります。

3 次年度以降予定委託代金額（税抜）

| 年 度 | 予定委託代金額 | 対象となる履行期間 |
|-------|---------|-------------------------------|
| 令和2年度 | 円 | 令和2年 4月 1日から 令和3年 3月 31日まで |
| 令和3年度 | 円 | 令和3年 4月 1日から 令和4年 3月 31日まで |
| 令和4年度 | 円 | 令和4年 4月 1日から 令和5年 3月 31日まで |
| 令和5年度 | 円 | 令和5年 4月 1日から 令和6年 3月 31日まで |
| 令和6年度 | 円 | 令和6年 4月 1日から 令和7年 2月 28日まで |
| 令和 年度 | 円 | 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで |

長期継続契約（委託）に係る共通仕様書

（契約期間）

- 1 契約期間は、仕様書に記載した期間とする。

（委託代金額）

- 2 委託代金額は、初年度は確定金額、次年度以降は予定金額とする。
なお、年度とは4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。
- 3 仕様書は1年間の内容となっているので、委託代金額は各年度の履行期間に含まれる業務内容から積算した金額とすること。
- 4 契約書の委託代金額欄は、「別紙内訳表のとおり」とし、委託代金額内訳書を添付すること。
委託代金額内訳書のうち、「1 初年度委託代金額」欄および「2 業務別内訳書」の「単価」、「金額」欄については受託者が記載すること。「3 次年度以降予定委託代金額」欄は委託者が記載する。
- 5 支払い方法が毎月払い等で、各月の支払額に1円未満の端数が生じる場合は、最終月に精算するものとする。

（次年度以降の手続き）

- 6 次年度以降は、各年度当初をもって予定委託代金額に消費税額を加算した額を確定金額とし、その消費税等は確定金額となる日の法律を適用する。
- 7 支払い方法が毎月払い等で、各月の支払額に1円未満の端数が生じる場合は、最終月に精算するものとする。

（契約の解除）

- 8 当該長期継続契約については、通常の解除以外に次のいずれかに該当する場合、委託者及び受託者は契約を解除できる。この場合は、当該解除に伴う損害の賠償を請求することができない。
 - (1) 当該契約に係る予算の額に減額又は削除があったとき。（この場合は、速やかに受託者に対して書面によりその旨を通知する。ただし、契約内容又は数量等の変更により、減額後における予算の範囲で契約を継続できるときは、契約変更等により対応する）
 - (2) 当該契約を解除しようとする日が、履行期間の2分の1を超える場合で、その4箇月前までに書面で解約を申し出たとき。
 - (3) 契約の内容に新たな事項を追加する必要があるとき。（ただし、同一の相手方と再度契約を締結する場合に限る）
- 9 前項の規定に従って契約を解除する場合であっても、互いがその濫用を避け、誠実に取扱うこと。

（その他）

- 10 この契約書に記載のない事項は、契約規則等の手続きに従って処理する。

横須賀ごみ処理施設 機械警備業務委託契約条項

(総 則)

第1条 委託者（以下「甲」という）と受託者（以下「乙」という）とは、施設設備の警備委託について、契約書に定めるもののほか、本契約条項に従い、これを履行しなければならない。

(警備対象物件)

第2条 乙が、警備を実施する物件は、建物及びこれに付帯する設備（以下「警備対象物件」という）とする。

2 甲は、警備対象物件の増改築、模様替えもしくは用途変更をしようとするときは、事前に乙に通知しなければならない。

3 甲は、乙が業務実施上、警備対象物件に改善を要する箇所があると認め、甲が承認した場合は、該当箇所を遅滞なく改善しなければならない。

(警備内容)

第3条 乙は、第4条に定める時間帯において警報機器がセット（警戒）されているとき、及びセットされているエリアについて警報機器または乙の機器によって感知される侵入異常の監視ならびに侵入異常を受信したときにおける緊急対処及び警察機関への通報を行う。

2 乙は、異常情報を受信したときは、遅滞なく緊急要員を急行させ、異常事態の内容の確認を行う。その結果、必要と認めたときは警察機関に通報し、緊急出動を要請するとともに事態の拡大防止のため必要な処置をとるものとする。

(警備時間)

第4条 警備対象となる基準の時間は、次の各号のとおりとする。

(1) 月曜日から金曜日は、16：45 から翌朝8：00 まで

(2) 土曜日、日曜日、年末年始（12月29日から1月3日）は、終日24時間
ただし、焼却施設3階事務室は、祝日は終日24時間とする。

2 警備の対象時間は、前項に規定する時間内で、甲が警備機器を作動させた時から解除させた時までとする。

(警備機器)

第5条 乙は、業務を実施するにあたって、警備機器を甲が示す図面を参照の上、乙の責任において設置する。

2 警備機器の設置場所については甲乙協議の上、確定するものとする。

3 乙は、警備機器を警備期間の開始までに設置するものとする。

4 警備機器及び横須賀ごみ処理施設玄関棟MDFから各警備対象物件までの配線は、乙の所有に属する。

- 5 警備機器の費用及びその設置にかかる費用は、乙が負担するものとする。
- 6 乙は、警備機器について正常な機能を維持するために、適宜保守点検を行わなければならない。
- 7 甲は、第2条第2項により警備機器の移動または変更が必要となった場合には、この費用を負担しなければならない。
- 8 甲は、甲乙協議により新たに警備機器の付加が必要と認められた場合には、この設置費用を負担しなければならない。
- 9 甲は、警備機器の補修または交換を必要とする場合で、その原因が甲の責に帰すべき事由によるときは、この費用を負担しなければならない。
- 10 甲は、警備機器の取扱いについて、過誤のないよう日常注意するとともに故障または異常を発見したときは、直ちに乙に通知しなければならない。

(警備機器の作動及び解除)

第6条 警備機器の作動及び解除の操作は甲が行う。

- 2 甲は、警備機器を作動させる前に警備対象物について、出入口・窓の施錠、残留者・潜伏者の有無、ガスの元栓、灰皿等の火気、その他を点検し、異常がないことを確認しなければならない。
- 3 甲は、正規の操作を行ったにもかかわらず、警備機器の操作または解除ができない場合は、直ちに乙に通知しなければならない。

(警備図面)

第7条 乙は、甲が入札時に示した仕様を満たす警備機器の種類、数量及び設置個所について、施工図を作成の上、甲に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定は、警備機器の変更があったときも準用する。

(通信回線の種別及び費用)

第8条 乙の業務提供に際し必要な回線（専用線・アナログ・3回線）は、横須賀ごみ処理施設玄関棟MDFまでを、甲が用意する。

- 2 乙の業務提供に際し必要な通信料金（警備機器の信号送出にかかる通信料金を含む）、電気料金は甲が負担するものとする。
- 3 甲は、警備機器が信号送出する際、甲が使用中の回線が強制的に切断される場合があることを了承し、これにより発生した事態、損害について乙に責任がないことを確認するものとする。

(電話使用)

第9条 乙は、業務に必要な範囲において、警備対象物件内にある甲の電話を使用することができる。

(鍵の貸与)

第 10 条 甲は、必要な出入口の鍵を乙に貸与する。

2 乙は警備機器の解除に必要なカードを甲に貸与する。

3 甲及び乙は、それぞれ貸与された鍵又はカードは、責任を持って保管しなければならない。

(現金等の保管)

第 11 条 甲は、警備対象物件内での現金及び貴重品の保管を極力避け、やむを得ず保管する場合は可能な限り少額にとどめて金庫内に保管し、必ず施錠しなければならない。

(停電等の通知)

第 12 条 甲は、停電、電話回線の不通、警察・消防署からの通知、その他乙の業務に関係あると認められる事項については、その都度遅滞なく乙に通知しなければならない。

(緊急措置)

第 13 条 乙は、警報機器により警備対象物の異常を発見したときは、遅滞なく異常の確認を行い、必要な措置を講じるとともに、警察署へ通報しなければならない。

2 甲は、災害防止その他特に必要があると認めるときは、乙に対して警備対象物件保全のために緊急の措置を講じることを求めることができる。

3 乙が、第 1 項及び前項の規定により措置を講じた場合において当該措置に要した費用のうち乙が委託代金の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、甲がこれを負担する。

(緊急連絡等)

第 14 条 乙は、前条第 1 項に規定する措置を講じた場合には、直ちに甲に連絡しなければならない。

2 前項に規定する連絡を受ける緊急連絡者については、甲乙協議により決定するものとする。

3 甲は、前項で規定した緊急連絡者の変更があったときは、直ちに乙に通知しなければならない。

(業務報告)

第 15 条 乙は、毎月の業務が完了したときは、所定の完了届を甲に提出しなければならない。

2 乙は、第 14 条第 1 項に規定する措置を講じた場合、そのほか業務にかかる事故が発生した場合には、状況を記載した報告書をその都度甲に提出しなければならない。

(業務の調査)

第 16 条 甲は、必要と認めるときは、業務の実施状況について乙に対して調査または報告を求めることができる。

(損害賠償)

第17条 乙は、業務の遂行中、乙の責に帰すべき事由により生じた甲の損害について、甲に対してその損害を賠償しなければならない。

2 甲は、乙が業務の遂行にともない通常避けることができない理由により第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 乙は、乙の責に帰すべき事由により、第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

4 乙は、第1項及び第3項の規定による事故の損害が発生したときは、すみやかに報告し、その事故を知った日から14日以内に書面をもって甲に通知しなければならない。

5 甲及び乙は、第2項に規定のほか、業務の遂行上第三者との間に紛争を生じた場合には、協力してその処理解決にあたらなければならない。

(賠償限度額)

第18条 乙は本契約に基づく業務遂行中、乙の責に帰すべき事由により生じた損害について次項の賠償額を限度として、保険により甲に対してその損害を賠償するものとする。

2 前項の賠償限度額は、1事故につき、対人賠償、対物賠償、合せて10億円也とする。

3 甲は第1項の事故による損害が発生したときは、その事故を知った日から14日以内に書面をもって事故による損害の発生を乙に通知しなければならない。

(乙の免責)

第19条 乙は、次の各号に該当する甲の損害については、賠償の責を負わない。

(1) 天災その他不可抗力により生じた場合

(2) 警備機器が正常に作動したにもかかわらず、乙の責に帰すことのできない事由で、通信回路の不良により送信が行われない状態にあったため生じた場合

(3) 甲の責に帰すべき事由により、警備機器が正常に作動しなかったため生じた場合

(4) 警備システムが解除状態に生じた場合

(業務の変更)

第20条 甲は、必要あると認めるときは、書面をもって乙に通知し、業務の内容を変更することができる。

2 甲は、天災その他の不可抗力により、乙が業務を行うことができないと認めるときは、業務の全部または一部を中止させなければならない。

3 甲及び乙は、第1項及び前項の規定により、必要があると認めるときは、甲乙協議のうえ履行期間もしくは委託代金の変更をしなければならない。

4 前項の時の委託代金の算定は、契約代金を契約日数で除し、履行日数を乗じた額(円未満は切り捨て)とする。

(甲の解除権)

第21条 甲は、乙が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるときは、契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、業務を実施した日数に相当する委託代金を乙に支払わなければならない。

3 前項の委託代金の算定は、前条第4項と同じとする。

4 乙は、第1項の規定により契約が解除された場合においては、委託代金の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に、甲に支払わなければならない。

5 甲は、第1項に規定する場合を除くほか必要と認められ、契約を解除した場合において、これにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を乙に賠償しなければならない。

(乙の解除権)

第22条 乙は、甲が契約に違反し、その違反により業務を行うことが不可能となったときは、契約を解除することができる。

2 第21条第2項及び第3項の規定は、前項により契約を解除した場合に準用する。

(解除に伴う措置)

第23条 乙は、契約が解除された場合においては、警備対象物件に設置された機器等を遅滞なく撤去しなければならない。

2 甲は、乙が前項の規定にもかかわらず正当な理由がないのに一定の期間機器等を撤去しないときは、乙にかわってこれを撤去することができる。

3 甲は、第22条の規定により契約が解除されたときは、第1項及び前項の撤去費用を負担しなければならない。

4 乙は、第21条により契約が解除されたときは、第1項及び第2項の撤去費用を負担しなければならない。

5 第1項に規定する乙の講じるべき期間、方法等については、契約の解除が第21条による場合のときは甲が定め、第22条による場合のときは甲乙協議して定める。

(委任又は下請負の禁止)

第24条 乙は、業務の全部又は一部を第三者に委任又は請け負わせてはならない。

(権利義務の譲渡禁止)

第25条 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(委託代金の支払い)

第26条 乙は、毎月の業務が完了したときは、書面をもって委託代金の支払いを請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による適正な請求を受けたときは、その日から起算して 30 日以内に委託代金を支払わなければならない。
- 3 甲は、前項の規定にかかわらず、必要があると認められたときは、期限を 45 日まで延長して支払うことができる。

(その他)

第27条 周辺環境に起因し、昆虫、野生動物等小生物が頻繁に発生することを考慮すること。

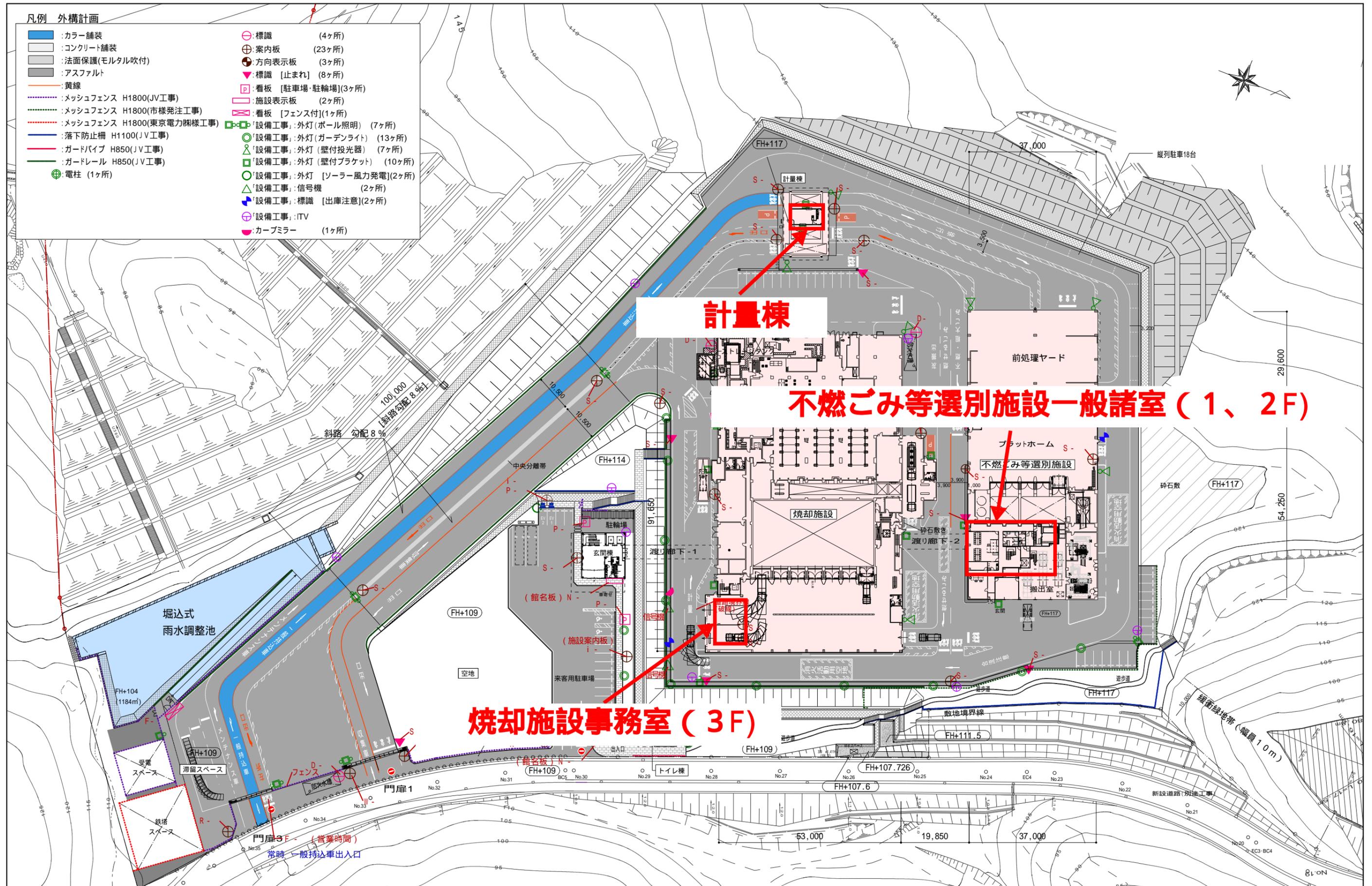
第28条 本業務の施工については、労働安全衛生法など関係法令に従い、労働災害防止のための措置を徹底するとともに、現場及びその周辺への安全確保に努めること。

(補則)

第29条 この契約について、甲乙間に紛争が生じたとき、またはこの契約に定めのない事項については、契約規則（昭和 44 年横須賀市規則第 9 号）によるほか、その都度甲乙協議して定める。

凡例 外構計画

- :カラー舗装
- :コンクリート舗装
- :法面保護(モルタル吹付)
- :アスファルト
- :黄線
- :メッシュフェンス H1800(JV工事)
- :メッシュフェンス H1800(市様発注工事)
- :メッシュフェンス H1800(東京電力様工事)
- :落下防止柵 H1100(JV工事)
- :ガードパイプ H850(JV工事)
- :ガードレール H850(JV工事)
- :電柱 (1ヶ所)
- :標識 (4ヶ所)
- :案内板 (23ヶ所)
- :方向表示板 (3ヶ所)
- :標識 [止まれ] (8ヶ所)
- :看板 [駐車場・駐輪場](3ヶ所)
- :看板 [フェンス付](1ヶ所)
- :看板 [フェンス付](1ヶ所)
- :設備工事:外灯(ポール照明) (7ヶ所)
- :設備工事:外灯(ガーデンライト) (13ヶ所)
- :設備工事:外灯(壁付投光器) (7ヶ所)
- :設備工事:外灯(壁付ブラケット) (10ヶ所)
- :設備工事:外灯 [ソーラー風力発電](2ヶ所)
- :設備工事:信号機 (2ヶ所)
- :設備工事:標識 [出庫注意](2ヶ所)
- :設備工事:ITV
- :カーブミラー (1ヶ所)



計量棟

不燃ごみ等選別施設一般諸室 (1、2F)

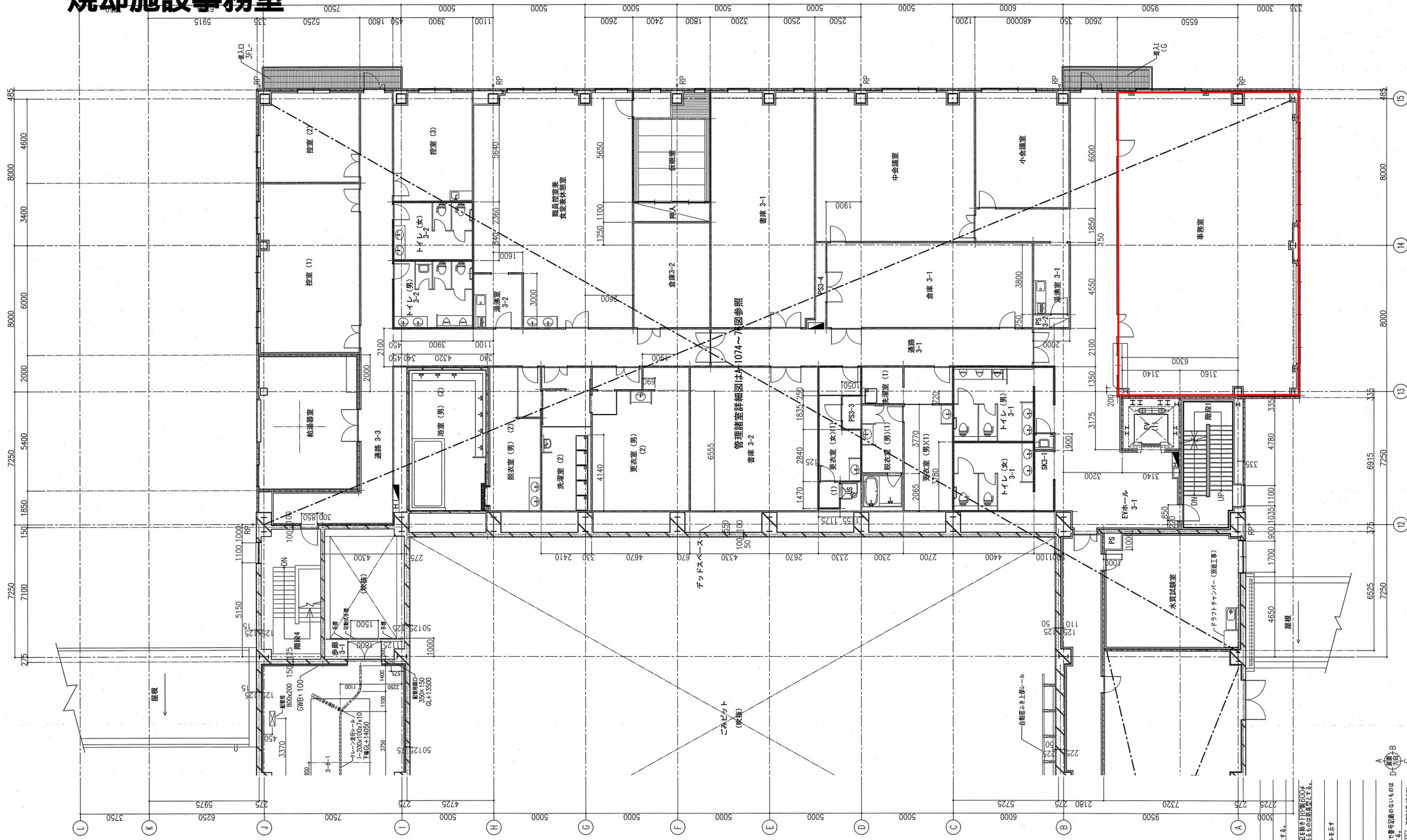
焼却施設事務室 (3F)

注記

| | | | | |
|---------------------------------------|-----|------|-----|------|
| 例「R-」:別紙「外構サイン計画詳細図1」「外構サイン計画詳細図2」を参照 | 年月日 | 図面承認 | 年月日 | 図面承認 |
| 2016 10/19 門扉1付近路側帯位置修正、D- 位置修正 | . | . | . | . |
| 2018 7/24 案内板変更、位置修正 R- R- R- | . | . | . | . |

外構サイン計画(全体配置)(2)
縮尺 A1 1:500
A3 1:1000

焼却施設事務室



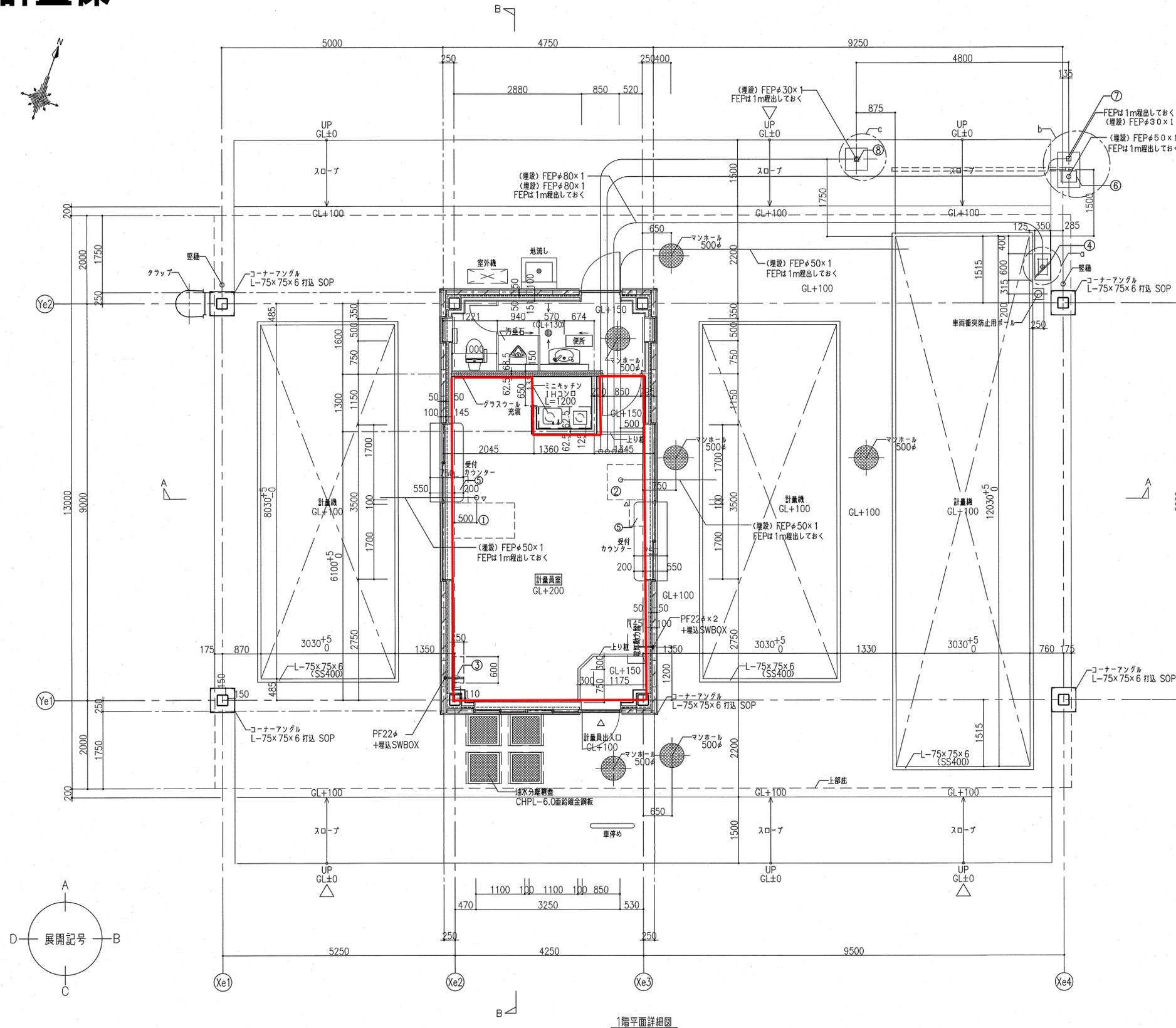
3階平面詳細図-3
(3F+L0=GL+11200)

- 凡例
- 鉄骨コンクリート (柱断面は200x200とする)
 - ALC板 (t=100)
 - MH 200x200x100 (鉄骨) 200x100x7x10 (下層GL+14050)
 - M/H マンホールハッチを示す
 - RP 雨水管 (VP)
 - ◎ RD 縦断ドレン
 - B-1-1 設備基礎番号
 - B-F1-1 床開口番号
 - 自然換気 850x350
 - 自然換気 650x350
 - 自然換気 1500x350
- 注記 1. 柱記を隅リコーナーアングルの材質は、SS400 とする。
2. 柱記を隅リ実効スリーブの材質は、SS400 とする。

| | | | | |
|----|-----|------|-----|------|
| 注記 | 年月日 | 図面名称 | 年月日 | 図面名称 |
| | | | | |
| | | | | |

焼却施設 3階平面詳細図 (3)
縮尺 A1 1:100
A3 1:200

計量棟



<機器リスト>

| No. | 機器名称 | サイズ (W×D×H) | 数量 |
|-----|---|---------------|----|
| ① | ごみ計量機データ処理装置 (入口側) (計量操作器、集計用プリンタ、 ITVモニタ、操作器含む) (ブランド所掌) | 1400×800×1200 | 1 |
| ② | ごみ計量機データ処理装置 (出口側) (計量操作器含む) (ブランド所掌) | 800×800×1200 | 1 |
| ③ | 分電盤 (ブランド所掌) | 600×250×900 | 1 |
| ④ | 登録車入場用カードリーダ装置 (ブランド所掌) | 600×350×570 | 1 |
| ⑤ | 外部重量表示器 (ブランド所掌) | 600×350×570 | 2 |
| ⑥ | 計量機出口側遮断機 (ブランド所掌) | 350×250×1100 | 1 |
| ⑦ | 計量機出口側遮断機検み防止センサ1 (ブランド所掌) | 100×100×500 | 1 |
| ⑧ | 計量機出口側遮断機検み防止センサ2 (ブランド所掌) | 100×100×1000 | 1 |

<凡例>

- マンホール500φ (铸铁製、防水型)
・タフラス ステンレス製 22φ @350

<特記事項>

- アース棒における付属電線については、表面より3m以上露出し、先端部は圧着端子付とすること。
- 本体用基礎 12箇所
同一平面上に水平に仕上げ、上面許容レベル差3mm以内とする。
- 振れ止め用埋込金物については基礎配筋に溶接のこと。
- ピット上面の全周アングル (L-75×75×6) については基礎配筋に溶接のこと。
また、水平に設置し上面許容レベル差は3mm以内とする。

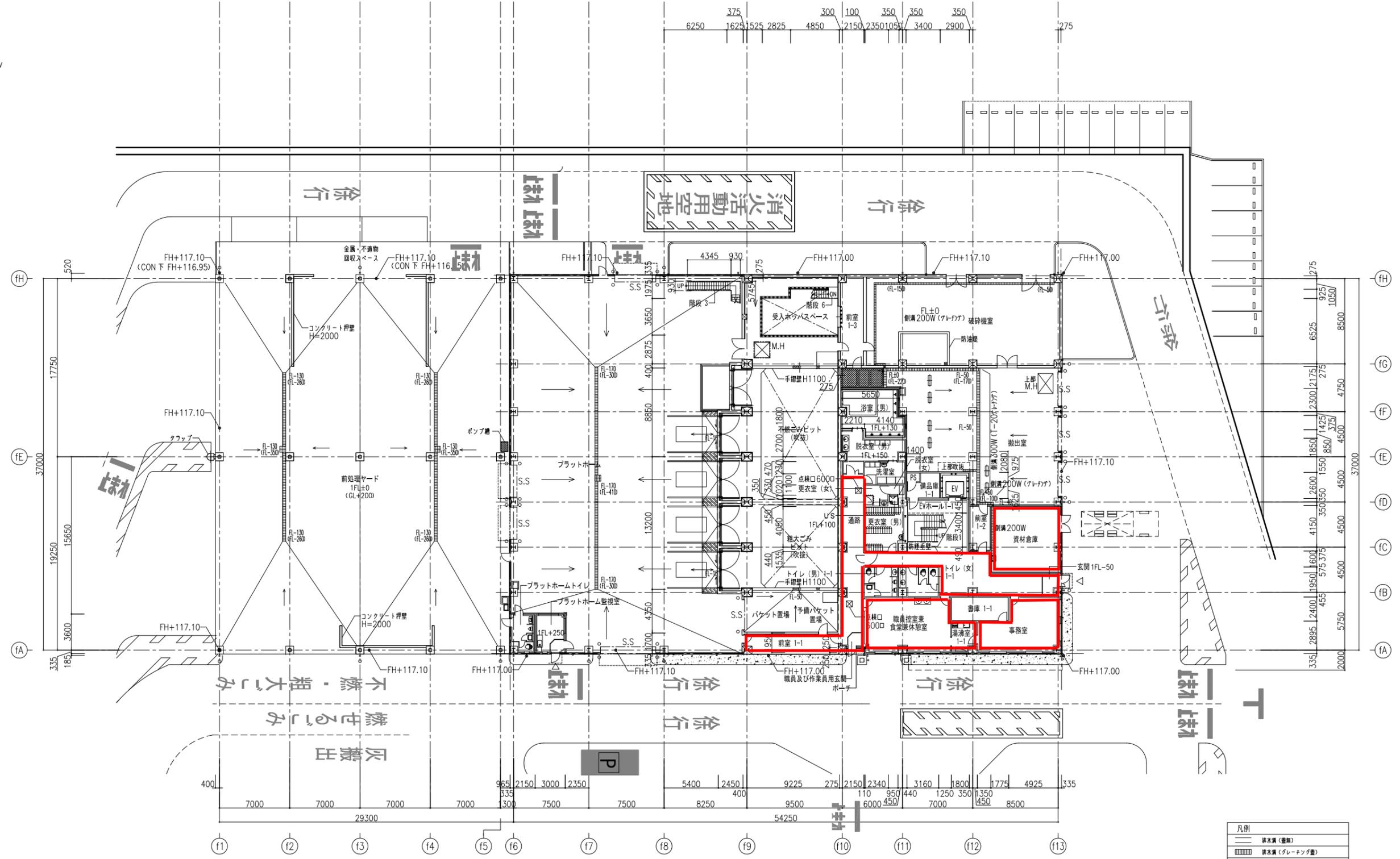
1階平面詳細図

| 注記 | 年月日 | 図面履歴 | 年月日 | 図面履歴 |
|----|-----|------|-----|------|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

計量棟 1階平面詳細図

縮尺 A1 1:50
A3 1:100

不燃ごみ等選別施設一般諸室

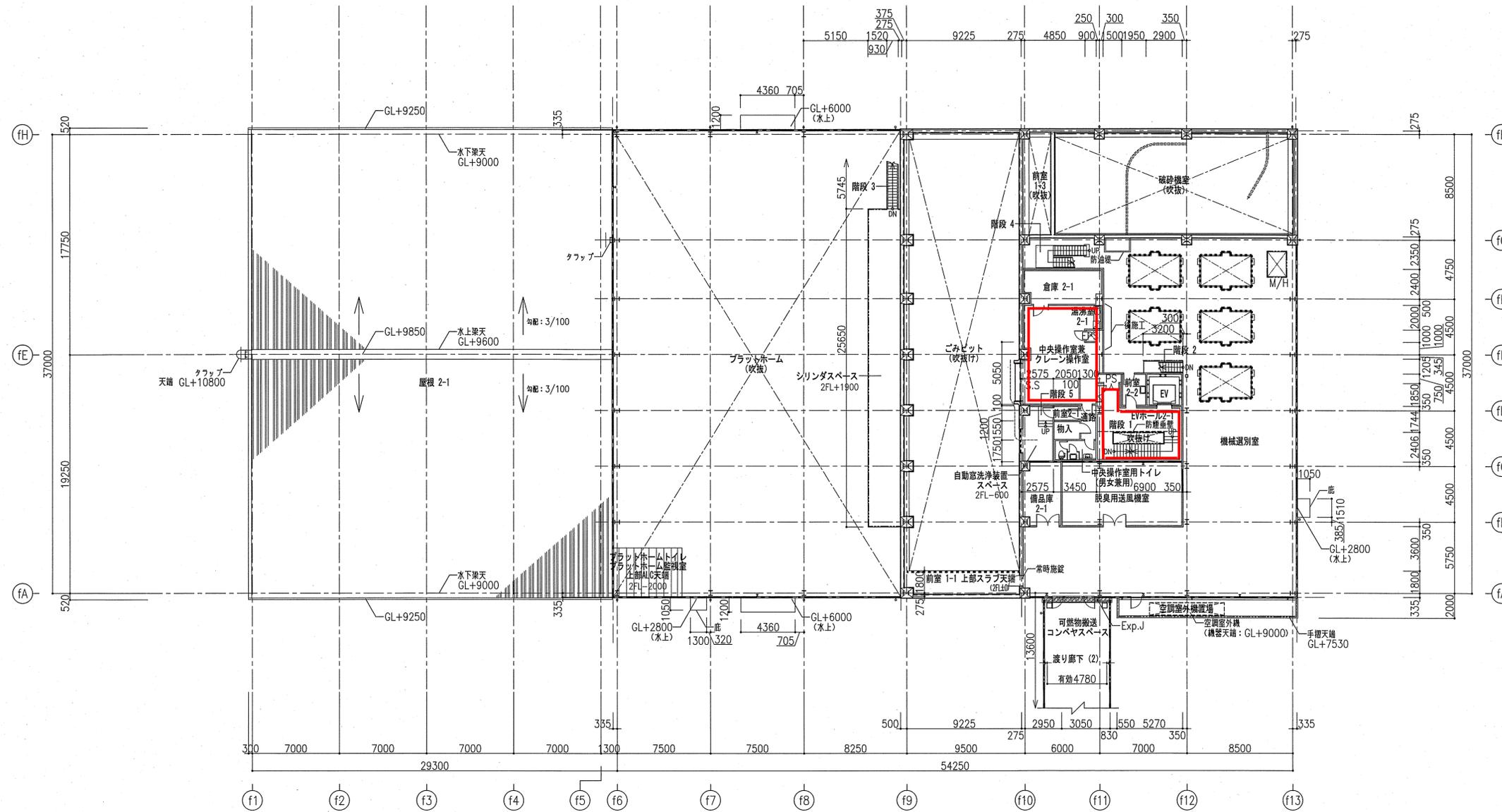


1階 平面図 (1FL±0=GL+200)

| 凡例 | |
|----|--------------|
| | 排水溝 (蓋) |
| | 排水溝 (グレーチング) |
| | 手摺 |
| | 可動式手摺 |
| | M.H マシンハッチ |
| | R.D ルーフドレン |
| | △ 出入口 |

| | | | | | | | | | |
|---|-----|------|-----|------|---|--|--|-------|----------|
| 注記 2017.12.21 プラットホーム監視室変更。 2018.08.02 資材倉庫室名変更、扉中止、シャッター扉変更。 | 年月日 | 図面履歴 | 年月日 | 図面履歴 | 横須賀市様 日立造船・五洋建設 特定建設工事共同企業体 五洋建設株式会社 | 横須賀ごみ処理施設建設工事 設計事務所名 五洋建設株式会社 一級建築士事務所 一級建築士 (代表設計者) 大臣登録第309534号 中筋 正浩 | 不燃ごみ等選別施設 1階平面図 縮尺 A1 1:200 A3 1:400 | 作成年月日 | 2016.08. |
| | | | | | | | | 整理番号 | 計A-2002 |

不燃ごみ等選別施設一般諸室

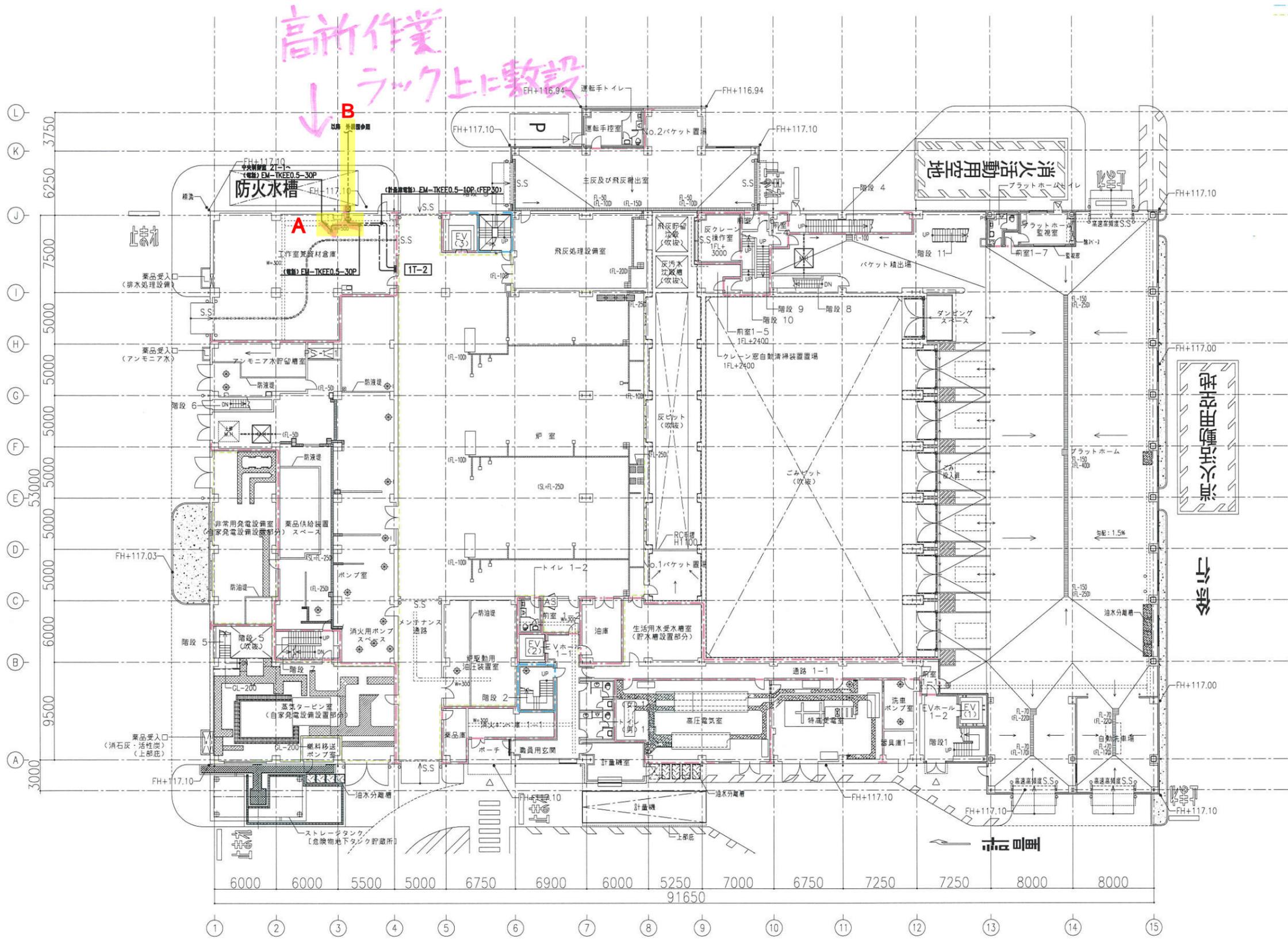


| 凡例 | |
|----|---------------|
| | 排水溝 (管) |
| | 排水溝 (グレーチング蓋) |
| | 手摺 |
| | 可動式手摺 |
| | M.H マンホール |
| | R.D ルーフドレン |

| 注記 | 年月日 | | 図面履歴 | | 不燃ごみ等選別施設 2階平面図 |
|----|-----|---|------|------|-------------------------|
| | 年 | 月 | 日 | 図面履歴 | |
| | | | | | 縮尺 A1 1:200 A3 1:400 |

凡例
 〓 令112条1項による防火区画(兼排煙区画)
 〓 令112条1項及び令123条1項1号に規定する区画
 〓 危険物エリア区画(防火区画は除く)

2/8

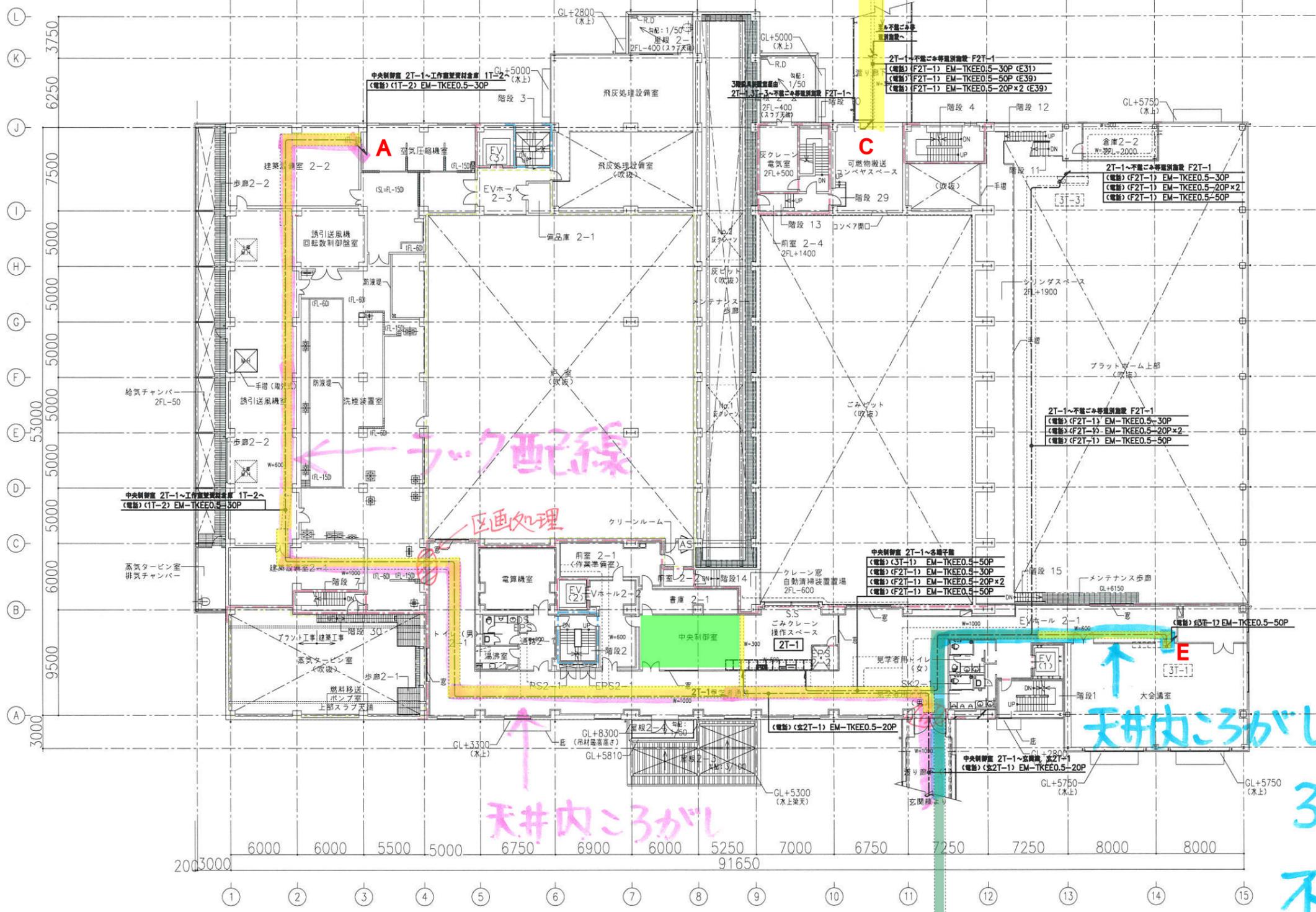


1階 平面図 (1F±0=GL+200)

| | | | | | | | | | |
|--------------------|-----|------|-----|------|-------|-----------------------------------|---------------|---|------------------|
| 注記 | 年月日 | 図面来源 | 年月日 | 図面来源 | 横須賀市様 | 日立造船・五洋建設 特定建設工事共同企業体 五洋建設株式会社 | 横須賀ごみ処理施設建設工事 | 電話設備 焼却施設 1階平面図 縮尺 A1 - 1:200 A3 - 1:400 | 作成年月日 2019.08 |
| 一般建築士第348157号 | | | | | 室長 | 係長 | 担当者 | 設計事務所名 五洋建設株式会社本社一級建築士事務所 | 整理番号 |
| 設備一般建築士第4503号 | | | | | 審査 | 設計 | 監図 | 関係先 | 図面番号 |
| 建築設備士第05C1-0810NZ号 | | | | | | | | 一級建築士(代表設計者) 大石 利治 | E - /// |

凡例
 〓 : 全112条1項による防火区画 (兼非難区画)
 〓 : 全112条1項及び全123条1項1号に規定する区画
 〓 : 危険物エリア区画 (防火区画は除く)

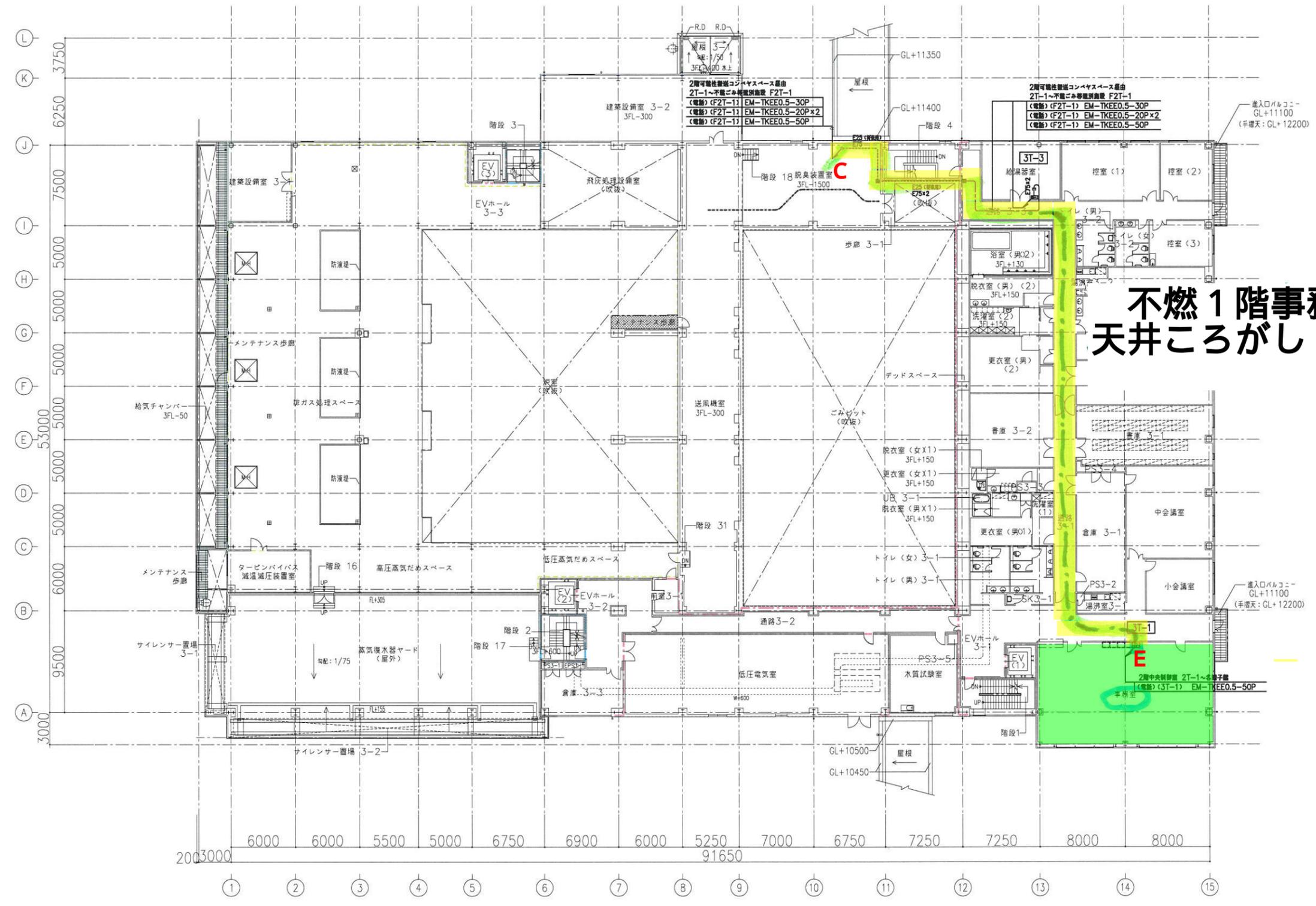
3 / 8



2階 平面図 (2FL ± 0 = GL + 6200)

| | | | | | | | | | |
|--|-----|-------|-----|------|-----------|-----------------------------------|---|---|----------------------|
| 注記 | 年月日 | 図面来源 | 年月日 | 図面来源 | 機須賀市様 | 日立造船・五洋建設 特定建設工事共同企業体 五洋建設株式会社 | 機須賀ごみ処理施設建設工事 | 電話設備 焼却施設 2階平面図 縮尺 A1 - 1:200 A3 - 1:400 | 作成年月日 2019.08 |
| 一級建築士第348157号 設備一級建築士第4503号 建築設備士第05C1-0610NZ号 | | 大石 利治 | | | 室長 係長 担当者 | 審査 設計 製図 関係先 | 設計事務所名 五洋建設株式会社 一級建築士事務所 一級建築士 (代表設計者) 大田豊隆 第309534号 中筋 正浩 | | 整理番号 図面番号 E - /// |

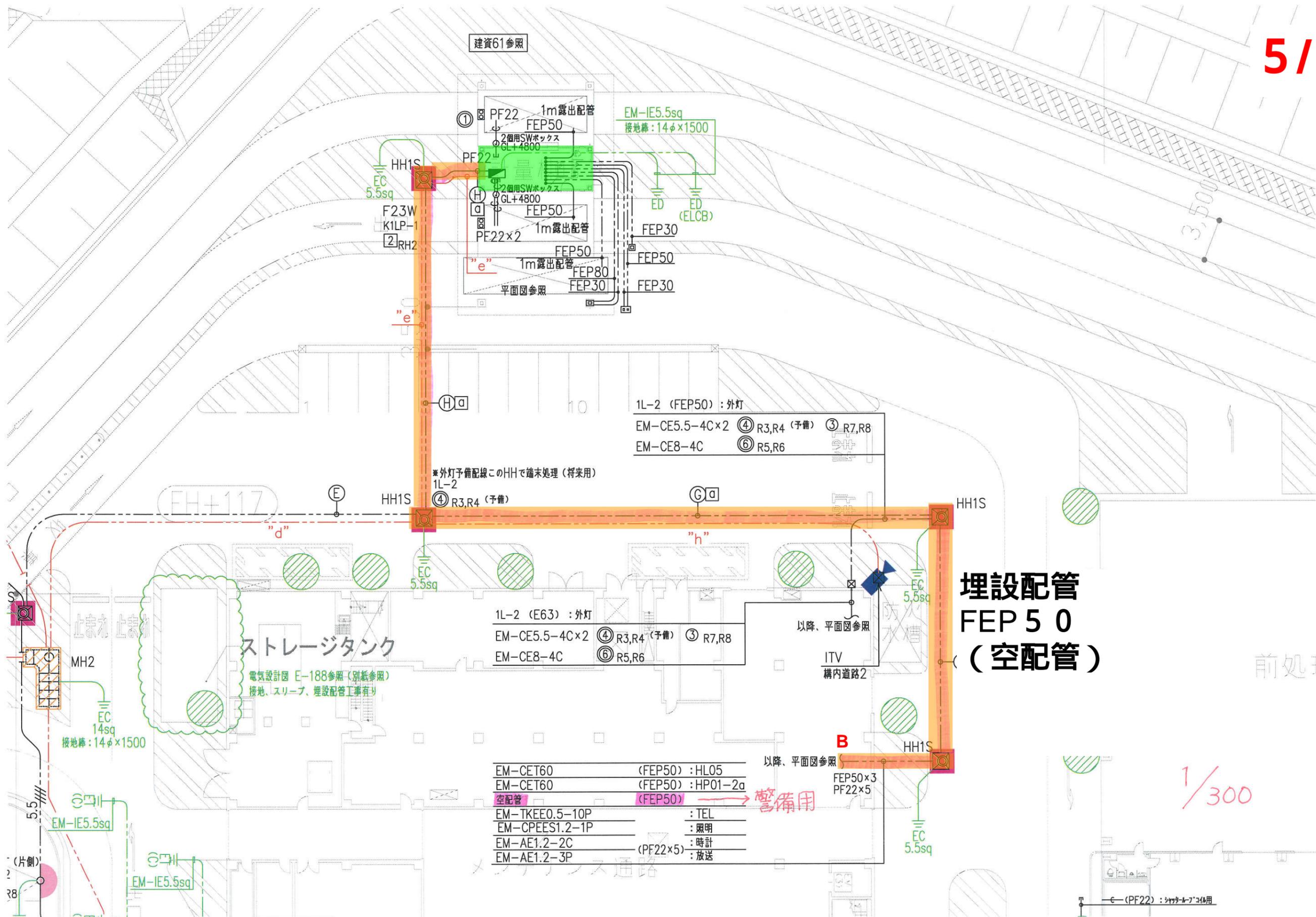
凡例
 - 赤線: 令112条1項による防火区画(兼排煙区画)
 - 青線: 令112条1項及び令123条1項1号に規定する区画
 - 黄線: 危険物エリア区画(防火区画は除く)



不燃1階事務室へ
天井ころがし

3階 平面図 (3FL±0=GL+11200)

| | | | | | | | | | |
|--|-----|-------|-----|------|-----------|-----------------------------------|--|---|----------------------|
| 注記 | 年月日 | 図面来源 | 年月日 | 図面来源 | 横須賀市様 | 日立造船・五洋建設 特定建設工事共同企業体 五洋建設株式会社 | 横須賀ごみ処理施設建設工事 | 電話設備 焼却施設 3階平面図 縮尺 A1 - 1:200 A3 - 1:400 | 作成年月日 2019.08 |
| 一般建築士第348157号 設備一般建築士第4503号 建築設備士第05C1-0610NZ号 | | 大石 利治 | | | 室長 係長 担当者 | 審査 設計 製図 関係先 | 設計事務所名 五洋建設株式会社本社一級建築士事務所 一級建築士(代表設計者) 大臣登録第309534号 中筋 正浩 | | 整理番号 図面番号 E - /// |



建資61参照

EM-IE5.5sq
接地棒: 14φ x 1500

1L-2 (FEP50) : 外灯
EM-CE5.5-4C x 2 ④ R3,R4 (予備) ③ R7,R8
EM-CE8-4C ⑥ R5,R6

*外灯予備配線このHHで端末処理 (将来用)

1L-2 ④ R3,R4 (予備)

1L-2 (E63) : 外灯
EM-CE5.5-4C x 2 ④ R3,R4 (予備) ③ R7,R8
EM-CE8-4C ⑥ R5,R6

埋設配管
FEP 50
(空配管)

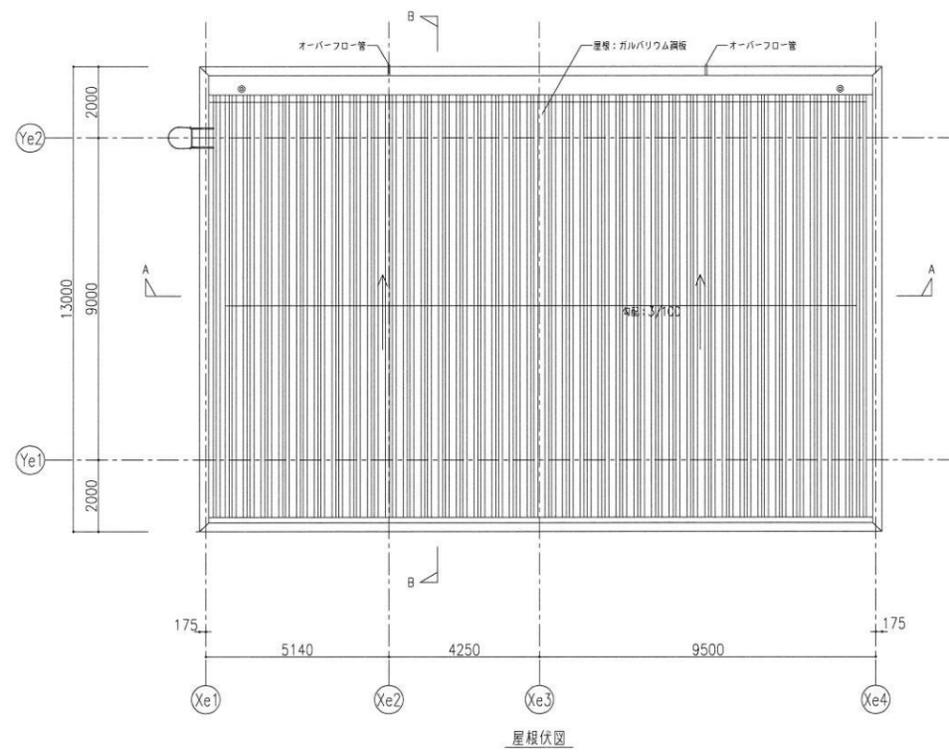
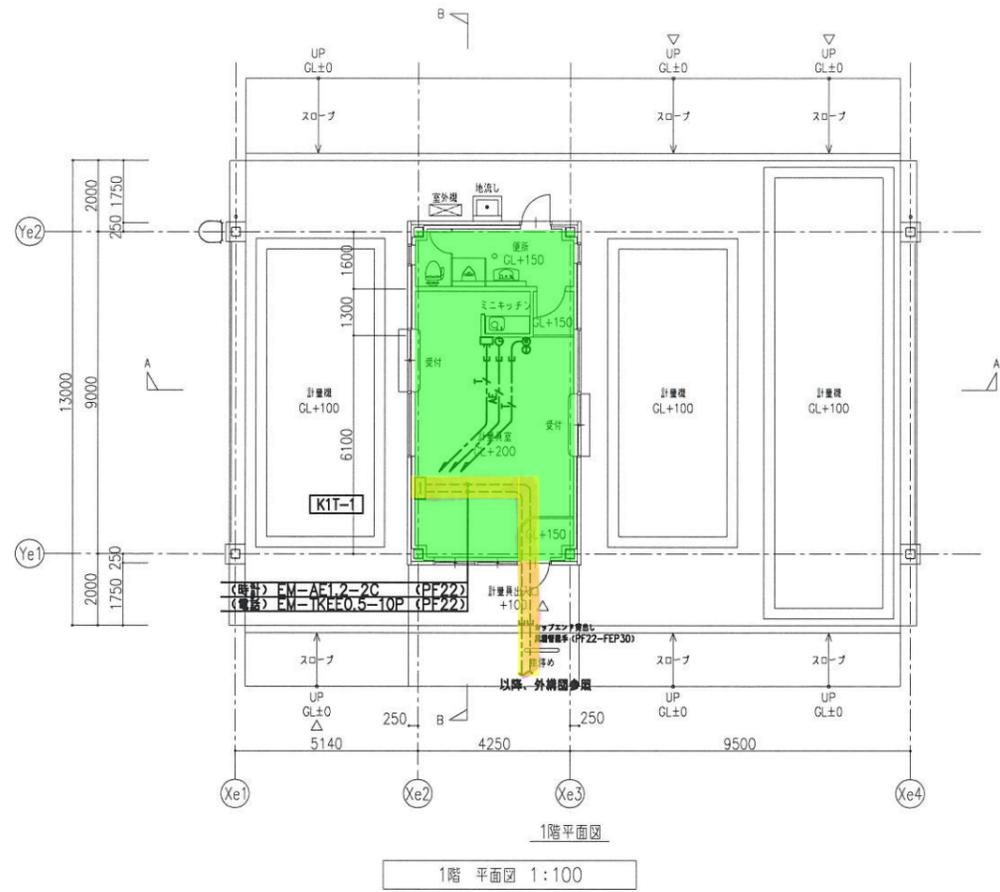
ストレージタンク

電気設計図 E-188参照 (別紙参照)
接地、スリーブ、埋設配管工事有り

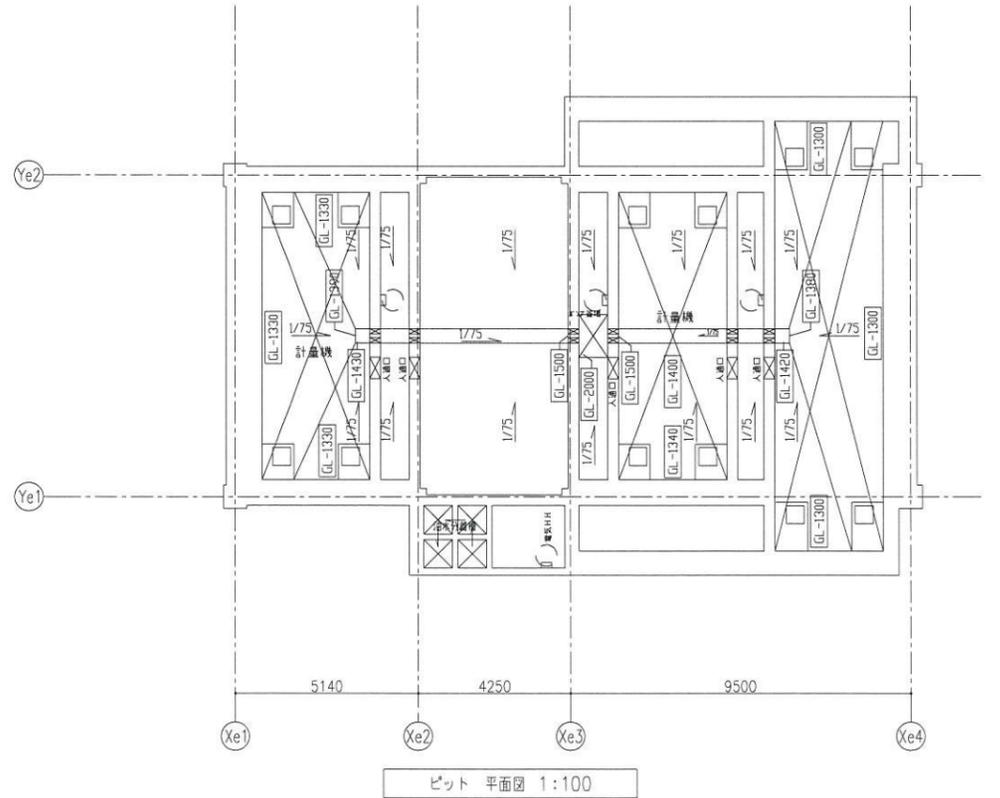
| | |
|----------------|-------------------|
| EM-CET60 | (FEP50) : HL05 |
| EM-CET60 | (FEP50) : HP01-2a |
| 空配管 | (FEP50) → 警備用 |
| EM-TKEE0.5-10P | : TEL |
| EM-CPEES1.2-1P | : 照明 |
| EM-AE1.2-2C | : 時計 |
| EM-AE1.2-3P | (PF22 x 5) : 放送 |

1/300

— (PF22) : シゃーケ-ド-用

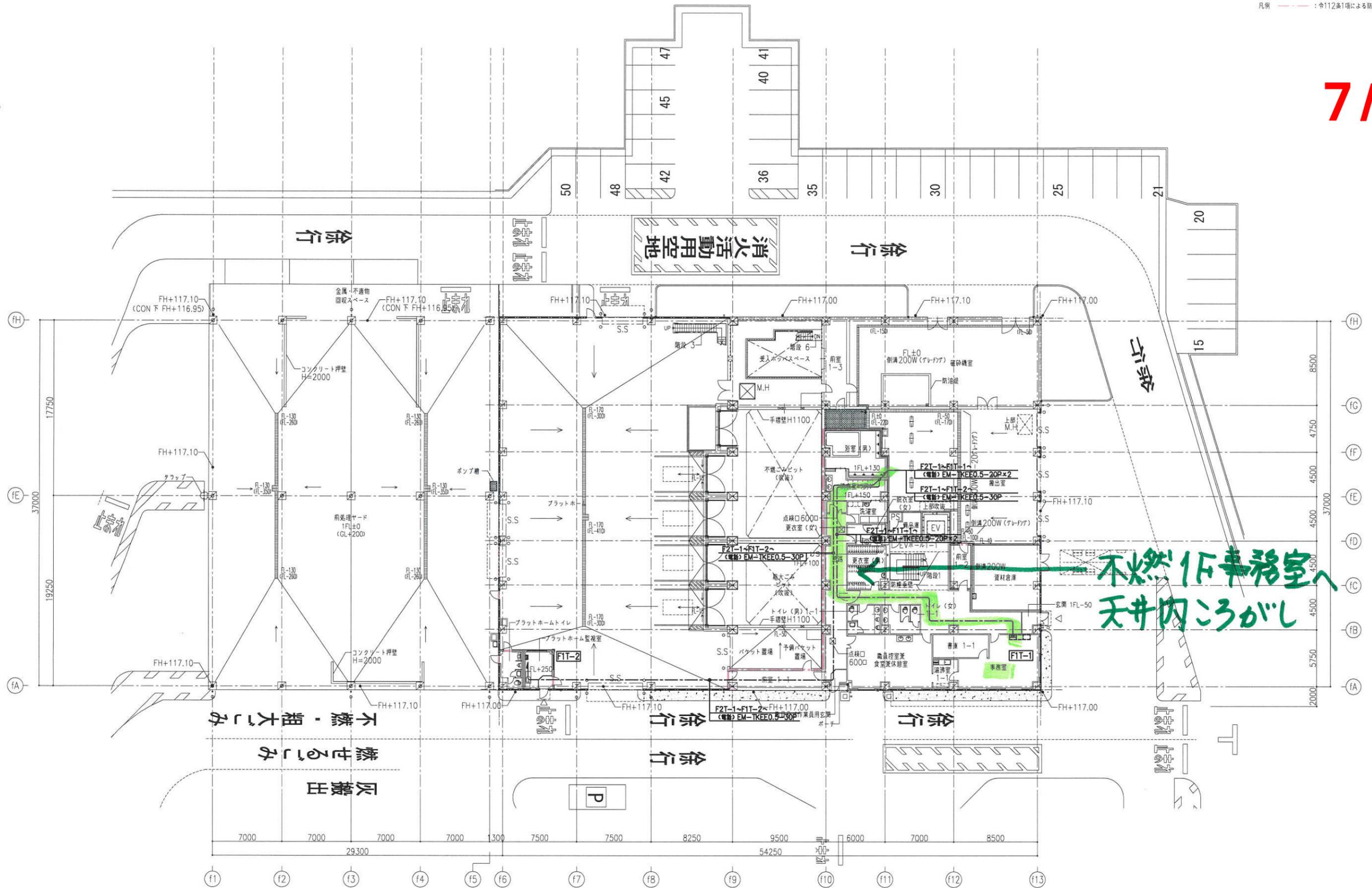


- 特 記
1. 特記なき配管配線は下記とする。
二重天井内は、漏れ配線とし室内への立上げ部は、配管にて保護を行うこと。
空配管には呼び線を挿入のこと。
 2. 特記なきプルボックスサイズは150x150x100とする。
 3. 併記WPは屋根垂鉛メッキ防水型とする。
- <天井漏れ配線>
- T — EM-BTIEE0.4-2P 保護管 (PF16)
 - A — EM-AE1.2-2C 保護管 (PF16)



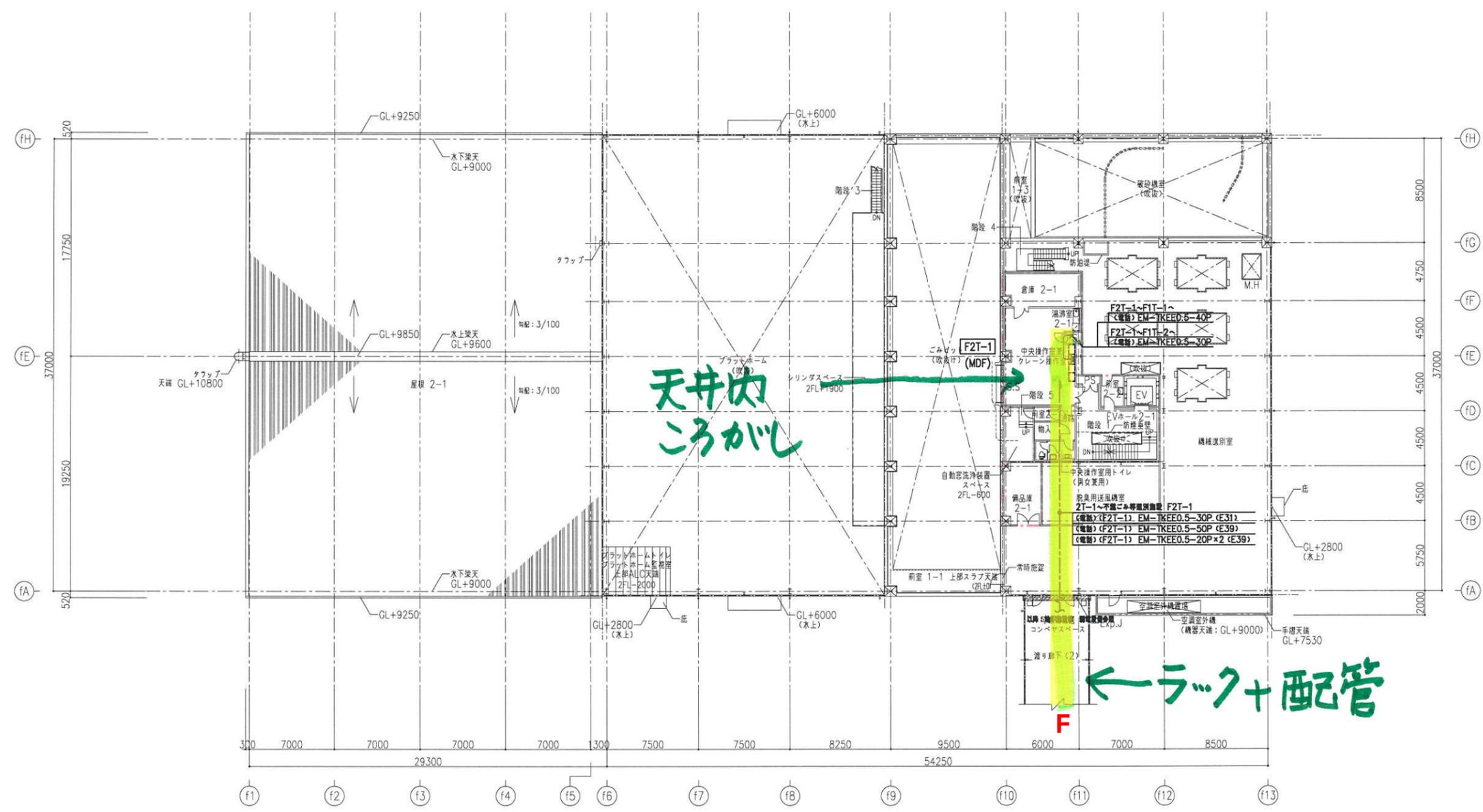
計量棟

| | | | | | | | | | | |
|----|-----|-----|-----|-----|--------|------------------|-----------------------------------|---------------|------------------|----------------|
| 注記 | 年月日 | 担当者 | 年月日 | 担当者 | 横須賀市 様 | パツィックコンサルタンツ株式会社 | 日立造船 五洋建設 特定建設工事共同企業体 五洋建設株式会社 | 横須賀ごみ処理施設建設工事 | | 作成年月日 |
| | | | | | 日 付 | 日 付 | 日 付 | 図区別 | 縮尺 | 2019.02.12 |
| | | | | | | | | 計量棟 | A1:100 A3:200 | 図番 電-弱電-202 |



1階 平面図 (1FL±0=GL+200)

| | | | | | | | | | | | | | | |
|--|------------------|-------------------|------------------|-------------------|--------------------------------------|-----------------|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|--|--|-------------------|
| 注記 一般建築士第348167号 設備一般建築士第4503号 大石 利治 建築設備士第05C1-0810NZ号 | 年月日 | 図面来源 | 年月日 | 図面来源 | 横須賀市様 日立造船・五洋建設 特定建設工事共同企業体 五洋建設株式会社 | | | | 横須賀ごみ処理施設建設工事 | | | | 作成年月日 2019.08 | |
| | | | | | 室長 | 係長 | 担当者 | 審査 | 設計 | 製図 | 関係先 | 設計事務所名 五洋建設株式会社本社一級建築士事務所 一般建築士(代表設計者) 大臣登録第309534号 中筋 正浩 | 電話設備 不燃ごみ等選別施設 1階平面図 縮尺 A1 - 1:200 A3 - 1:400 | 整理番号 |



2階 平面図 (2FL±0=GL+6200)

| | | | | | | | | | |
|---------------------|-----|------|-----|------|-------|-----------------------------------|--|--|------------------|
| 注記 | 年月日 | 図面承認 | 年月日 | 図面承認 | 横須賀市様 | 日立造船・五洋建設 特定建設工事共同企業体 五洋建設株式会社 | 横須賀ごみ処理施設建設工事 | 電話設備 不燃ごみ等選別施設 2階平面図 縮尺 A1 - 1:200 A3 - 1:400 | 作成年月日 2019.08 |
| 一般建築士第348157号 | | | | | 代表 | 代表 | 設計事務所名 五洋建設株式会社本社一般建築士事務所 | 図面番号 | |
| 設備一般建築士第4503号 大石 利治 | | | | | 担当 | 審査 | 設計事務所名 一般建築士(代表設計者) 大臣登録第309534号 中筋 正浩 | 図面番号 | 電-1-/// |
| 建築設備士第05C1-0610NZ号 | | | | | | 製図 | | | |